

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）							
区分		単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	区分		単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額		
宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,810</u>	附属の設備を使用する場合には、1件ごとに	宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,990</u>	附属の設備を使用する場合には、1件ごとに
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>690</u>			小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	<u>710</u>		
		一般	[略]	<u>1,360</u>			一般	[略]	<u>1,400</u>		
会議室		9時から12時まで	<u>1,360</u>	1,360円 の範囲内で知事が定める額	会議室		9時から12時まで	<u>1,400</u>	1,400円 の範囲内で知事が定める額		
		13時から17時まで	<u>1,900</u>				13時から17時まで	<u>1,950</u>			
		9時から17時まで	<u>3,270</u>				9時から17時まで	<u>3,360</u>			
研修室		9時から12時まで	<u>5,570</u>		研修室		9時から12時まで	<u>5,720</u>			
		13時から17時まで	<u>7,480</u>				13時から17時まで	<u>7,680</u>			
		9時から17時まで	<u>13,040</u>				9時から17時まで	<u>13,390</u>			
調理体験室		9時から12時まで	<u>2,460</u>		調理体験室		9時から12時まで	<u>2,530</u>			
		13時から17時まで	<u>3,270</u>				13時から17時まで	<u>3,360</u>			

			9時から17時まで	<u>5,710</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>12,370</u>
			13時から17時まで	<u>16,580</u>
			9時から17時まで	<u>28,940</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>18,620</u>
			13時から17時まで	<u>24,870</u>
			9時から17時まで	<u>43,480</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>37,230</u>
	13時から17時まで		<u>49,730</u>	
	9時から17時まで		<u>86,950</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,360</u>
		一時使用	[略]	<u>690</u>
世界の テント	世界の テント	宿泊	[略]	<u>4,080</u>
		一時使用	[略]	<u>2,050</u>
シャワー			[略]	<u>150</u>

[略]

			9時から17時まで	<u>5,860</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>12,700</u>
			13時から17時まで	<u>17,020</u>
			9時から17時まで	<u>29,700</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>19,110</u>
			13時から17時まで	<u>25,520</u>
			9時から17時まで	<u>44,620</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>38,210</u>
	13時から17時まで		<u>51,030</u>	
	9時から17時まで		<u>89,220</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,400</u>
		一時使用	[略]	<u>710</u>
世界の テント	世界の テント	宿泊	[略]	<u>4,190</u>
		一時使用	[略]	<u>2,110</u>
シャワー			[略]	<u>160</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。